

令和6年度 第7回農業委員会総会 (6. 10. 21)
開 会 午後2時15分 小平市役所 6階 601会議室

議 長 ～ ただいまから、令和6年度・第7回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めているよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ござい
ませんか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 5番 尾崎委員、6番 清水委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長 ～ 1番 申 請 者
2番 申 請 者
3番 申 請 者
以上3件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 1番から3番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業
の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、10月16日午前に12番浅見委員、14番酒井委員及
び事務局、同日午後に3番川島委員、4番金子委員及び事務局とで行っております。

1番
現地案内図は、1ページ、1番です。
3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 現地は、サトイモが一部作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されてお
り、問題ございません。

事 務 局 ～ 2番
現地案内図は、2ページ、2番です。
12番浅見委員から調査結果の報告をお願いいたします。

12番浅見委員～ 現地は、ナシ、キウイ、クリ、果菜類が作付けされておりました。下草もなく綺麗
に管理されており、問題ございません。

事 務 局 ～ 3番
現地案内図は、3ページ、3番です。
12番浅見委員から調査結果の報告をお願いいたします。

12番浅見委員～ 現地は、下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上3件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長 ～ 4番 申 請 者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 4番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、10月16日午後に3番川島委員、4番金子委員及び事務局とで行っております。

4番

現地案内図は、4ページ4番です。

3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 現地は、ニンジン、サトイモが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、適格者として問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件を適格者として証明することに決定いたします。

第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長 ～ 5番 申 請 者

6番 申 請 者

7番 申 請 者

8番 申 請 者

9番 申 請 者

10番 申 請 者

11番 申 請 者

12番 申 請 者

13番 申 請 者

以上9件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

- 事務局～ 5番から13番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。
- 現地調査につきましては、10月16日午前に12番浅見委員、14番酒井委員及び事務局、同日午後に3番川島委員、4番金子委員及び事務局とで行っております。
- 5番
現地案内図は、5ページ及び6ページ、7ページ、5番です。
3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 3番川島委員～ 現地は、ウド、コマツナ、ネギ、ブロッコリー、キャベツ、ナスが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 6番
現地案内図は、8ページ、6番です。
12番浅見委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 12番浅見委員～ 現地は、ナス、サトイモ、ネギ、ミカンが作付けされておりました。一部下草の管理が行き届いていない箇所も見受けられましたので、適正に管理するよう指導を行いました。なお、肥培管理については適正に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 7番
現地案内図は、9ページ、7番です。
12番浅見委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 12番浅見委員～ 現地は、野菜や花、キウイなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 8番
現地案内図は、10ページ、8番です。
3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 3番川島委員～ 現地は、サツマイモ、トマト、ダイコン、ナス、サトイモ、ネギ、ソルボーが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 9番
現地案内図は、11ページ、9番です。
3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 3番川島委員～ 現地は、ブドウ、ナシが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 10番

現地案内図は、12ページ10番です。

12番浅見委員から調査結果の報告をお願いいたします。

12番浅見委員～ 現地は、イチゴ、サツマイモ、ニンジン、カキが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 11番

現地案内図は、6ページ及び13ページ、11番です。

3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 現地は、サツマイモ、サトイモが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 12番

現地案内図は、14ページ、12番です。

12番浅見委員から調査結果の報告をお願いいたします。

12番浅見委員～ 現地は、カキ、ハッサク、ネギ、コマツナ、ニンジン、サトイモ、ナス、トマトが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 13番

現地案内図は、5ページ、13番です。

3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 現地は、ブルーベリー、ブラックベリー、レモンなど多種類の樹木が栽培されておりました。綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上5件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第4号議案 相続税納税猶予に係る認定都市農地貸付け等継続証明の件

議長～ 14番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 14番につきましては、認定都市農地貸付けを行っている農地の相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、10月16日午後に3番川島委員、4番金子委員及び事務局とで行っております。

14番

現地案内図は、5ページ及び6ページ、14番です。

3番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番川島委員～ 現地は、ウド、コマツナ、ネギ、ブロッコリー、キャベツ、ナスが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議長～ 特にないようですので、以上1件につきまして、農業経営継続中として証明することに決定いたします。
以上が今月の議案でございます。
次に、9月11日から10月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議長～ 15番 申請者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第3条の3第1項の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。

15番

現地案内図は、15ページ、15番です。

現況は畑と報告させていただきました。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を9月26日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告を終わります。

第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長 ～

- 16番 譲受人
譲渡人
- 17番 譲受人
譲渡人
- 18番 譲受人
譲渡人
- 19番 譲受人
譲渡人

以上4件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

16番

現地案内図は16ページ、16番です。

転用目的は住宅敷地増しで、権利の内容は所有権の移転です。現況は雑種地でございます。

17番

現地案内図は17ページ、17番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は雑種地でございます。

18番

現地案内図は18ページ、18番です。

転用目的は住宅敷地増しで、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

19番

現地案内図は19ページ、19番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

以上4件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を9月26日及び10月3日、10月16日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。
以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。